

※介護保険事業計画 Q & A

Q 1. どうして介護保険料は変わるのですか？

A. 介護保険料は、3年ごとに見直しが行われます（介護保険法第117条）。これは3年を単位とした保険給付費の総額から介護保険料を算定するためです。この期間が長すぎると、被保険者を取り巻く様々な状況の変化に対応することが不可能になり、保険料の設定が現実と乖離することになりかねません。また、被保険者のニーズに対応することが困難となります。逆に、期間が短すぎて保険料がたびたび変更されるのも、被保険者にとってわかりにくいものとなります。

また、介護保険料は65歳以上の人口や介護保険を利用する人たちの増減、介護施設の整備状況等が変動の要因となります。

Q 2. 知多北部広域連合の第5期事業計画の介護保険料（月額）4,934円は、全国的に見て安いのでしょうか、高いのでしょうか？

A. 第5期の介護保険料（月額）の全国平均は、厚生労働省では5,000円を超えると見込んでいます。広域連合の介護保険料4,934円は、全国平均を下回っています。

なお、第4期の介護保険料は、全国平均4,160円、広域連合は4,030円でした。

Q 3. どうして介護保険料は上がるのでしょうか？

A. 保険料が上がる要因と、これを下げるための抑制策は次のとおりです。影響額とは、保険料額に換算したものです。

○上がる要因は、主に次のとおりです。

①第1号被保険者の負担割合が増えました。（影響額 約193円）

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）は、これまで介護給付費の20%を負担していましたが、国の政令改正により第5期から負担割合が21%に増えました。

②介護報酬の改定で、給付費が平均1.2%上昇、地域区分の変更（影響額 約113円）

③施設整備の進展（影響額 約288円）

④その他認定者数等の増加など。（影響額 約290円）

介護サービスを利用する要介護認定者が約21%増え、介護給付費は約29%増えました。

○広域連合では、次の方法で保険料の上昇をできる限り抑制しました。

①介護給付費準備基金の取崩し（影響額 約 14 円）

基金として積み立てていた第 4 期の保険料の余剰金 4,000 万円を第 5 期に充当します。

②財政安定化基金交付金の充当（影響額 約 32 円）

介護報酬の改定による保険料の上昇分のうち約半分に対し、愛知県から交付される財政安定化基金交付金約 8,722 万 5,600 円を充当します。

③所得段階第 5 段階から第 8 段階の保険料率の見直し（影響額 約 190 円）

○上記以外の増減要因もありますが、全体では増加の要因が上回り、第 5 期は介護保険料が 904 円（22.4%）増加します。

Q 4. どうやって介護保険料は算定されるのでしょうか？

A. 過去の介護給付費の実績を基に、事業計画期間中（3 年間）の給付費を推計し算定しています。算定手順は、まず広域連合 3 市 1 町の過去の人口の伸びから事業計画期間中（平成 24～26 年度）の要介護認定者数を推計します。これに各介護サービス別にサービスの利用率、1 人当たりの利用回数、1 回当たりの給付費等を掛けて介護サービス全体の給付費の見込額を算定します。さらに、第 1 号被保険者の負担割合（21%）を掛け、その他の要因（調整交付金額、介護給付費準備基金取崩額等）を加除し、これを 3 年間の延べ第 1 号被保険者数（保険料率調整後）で割ったものが、介護保険料（年額）になります。

〔事業計画書第 5 章、事業計画書《概要版》7 参照〕

Q 5. 介護保険料には、国や県からの補助はあるのでしょうか。

A. 介護サービスに実際にかかる費用（給付費）の半分は、国、県、市町村が負担しています。全体の給付費のうち、国が 25%、県と市町村がそれぞれ 12.5%ずつ負担しています。残りの 50%のうち、29%は第 2 号被保険者（40～64 歳）が負担していますので、第 1 号被保険者（65 歳以上）の方が負担する保険料は、全体の 21%となります。

〔事業計画書第 5 章、事業計画書《概要版》9 参照〕

Q 6. 保険料段階というのは、何でしょうか？

A. 保険料段階とは、被保険者の負担能力に応じて保険料を負担していただくためのもので、具体的には、負担していただく保険料割合を所得階層に応じて配分したものです。標準の保険料月額が 4,934 円ですが、これを負担割合 1 として、所得段階によって負担割合は 0.5 から 1.85 になります。〔事業計画書第 5 章、事業計画書《概要版》7 参照〕

Q 7. 介護の施設が足りないといわれていますが、広域連合内は足りているのでしょうか？

A. 広域連合内の介護保険施設への入所待機者は、平成 23 年 4 月現在の調査によると、921 人となっています。広域連合ではこれを解消するため、第 5 期事業計画の 3 年間で介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）4 か所を始め特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）2 か所、グループホーム 5 か所などの施設整備を推進していく予定です。

〔事業計画書第 5 章参照〕

Q 8. 「基本チェックリストの結果、二次予防事業対象者に該当するので介護予防教室に参加しませんか」という電話が、市の保健センターから掛かってきました。参加した方がよいのでしょうか、また、効果はあるのでしょうか？

A. ぜひ、参加していただくことをお勧めします。毎年、参加された約 6 割の方が、状態が改善された実績があります。また、参加者の方同士で新しいつながりができます。

〔事業計画書第 3 章参照〕